

トランポリン・シャトル競技公認審判員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）トランポリン・シャトル競技公認審判員（以下、「シャトル審判員」という）に関する事項について定める。

(任務)

第2条 シャトル審判員は、トランポリン・シャトル競技の正確な採点業務を行うことで、公正な競技会運営を支える。また、トランポリン・シャトル競技の普及発展に関与し、全国への普及地域へのレクリエーション・トランポリン、生涯スポーツとして全国のトランポリン愛好者・指導者とながりを持ち、普及活動をはかる。さらに、シャトル審判員の社会的地位の向上に努める。

(認定の権限)

第3条 シャトル審判員の認定および継続の審査に関わる業務は、本会トランポリン委員会が行い、会長がこれを認定する。

(認定の基準)

第4条 シャトル審判員は、次のいずれかの基準により本会が認める。

- (1) トランポリン委員会が企画するシャトル審判員の審査を行う認定講習会（以下、「認定講習会」という）を受講し、認定試験（筆記・実技）に合格し、シャトル審判員としての登録を行った者。
- (2) シャトル審判員相当の能力がトランポリン委員会に認められ、その承認をもってシャトル審判員としての登録を行った者。

(受験資格)

第5条 シャトル審判員の受験資格はシャトル競技の経験を有し、当該年12月31日までに20歳以上になる者

(認定講習会)

第6条 認定講習会は次のとおりとする。

- (1) 認定講習会は毎年1回以上、本会が開催し、トランポリン委員会が企画、運営する。なお、認定講習会を開催する必要がないことを専務理事が認めた場合、開催を中止することができる。
- (2) 認定講習会の講習内容・時間は細則として別に定める。
- (3) 講師は、トランポリン委員会を選定し、承認を得た者が行う。

(資格の有効期間)

第7条 資格の有効期間は次のとおりとする。

- (1) シャトル審判員認定証有効期間は4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。認定申請が7月1日以降翌年3月31日までの間に行われた場合は、翌年4月1日に認定し、期間内有効とする
- (2) 第8条および第11条に示す継続申請により資格を継続した場合の有効期間も前項と同じ1年間とする

(資格の継続)

第8条 資格の継続については、次のとおりとする。

- (1) 継続を希望する者は、所定の申請手続により、継続申請をしなければならない
- (2) 継続申請をする者は、次の条件を満足していなければならない

- (a) シャトル審判資格の有効1年間に、地域もしくはそれ以上の公式競技会において、審判員として少なくとも1回の実務の経験を有することが望ましい
- (b) 本会または本会が委託した加盟団体が開催する研修会を受講すること
- (c) 有効期間内におけるトランポリン・シャトル競技規則の変更部分について精通すること

(資格の取消)

第9条 資格の取消の条件は、次のとおりとする。

- (1) 資格の継続を希望する者が、第8条に示す条件を満足しない場合、もしくは継続申請を怠った場合は、その資格を失効とする。但し、特別の事情による場合は考慮することがある
- (2) その他、トランポリン委員会がシャトル審判員として不適当と認めたときは、その資格を取り消すことがある

(認定・継続の申請手続き)

第10条 認定および継続の申請は、次の要領で行うものとする。

- (1) 本会 Web 登録システムを利用し、認定・継続の申請と必要料金の支払いを行う。
- (2) 当該年度のシャトル審判員として認定されるためには、認定および継続の申請手続きを当該年度6月30日までに完了しなければならない。
- (3) 本会が主催する競技会や事業にシャトル審判員として参加する場合、その参加申込期限前に継続申請手続きを完了しておかなければならない。

(申請料など)

第11条 認定および継続の申請に要する料金は、別表のとおりとする。

付則

- (1) シャトル審判員有資格者で有効1年間に、役務上審判員としての実務ができなかった場合、競技役員としての服務をもって補充できるものとする。
- (2) この規程に定めのない事項は、それぞれの委員会で細則として別に定める。
- (3) この規程の改廃は、それぞれの委員会の審議を経て、理事会の議決によって行う。
- (4) 旧社団法人日本トランポリン協会が制定していた公認トランポリン・シャトル競技審判員規程は廃止する。

平成 29年 3月 3日 制定

平成 29年 4月 1日 施行

令和 6年 3月 8日改定・施行

シャトル審判申請料

申請に関する料金は、次のとおりとする。

種 類	料 金	備 考
1.認定申請料	1,000 円	
2.継続申請料	1,000 円	
3.認定証再発行料	1,000 円	